

宅地造成等規制法施行規則等の一部改正について

1. 改正の背景

第164回国会において、造成された宅地の安全性の確保を図るため造成宅地防災区域における宅地造成に伴う災害の防止のための措置を講ずることを規定した「宅地造成等規制法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第30号。以下「改正法」という。）が成立し、平成18年4月1日に公布されたところです。

改正法の施行を受け、宅地造成に関する工事の計画の変更の許可を要しない軽微な変更の範囲を定めるとともに、新規造成工事に係る技術基準について宅地の耐震性を確保するための基準の追加等を行う必要があることから、上記の政令を定める予定です。これらの省令の主な内容は以下のとおりです。

2. 改正の内容

I 宅地造成等規制法施行規則の一部改正

①改正後の宅地造成等規制法（以下「法」という。）第12条第1項ただし書きにおいて、都道府県知事の許可を要しない軽微な変更の範囲を国土交通省令で定めることとされたところですが、当該許可の申請の方法を定めるとともに、当該軽微な変更の範囲は以下のとおりとします。

イ) 工事施行者の変更

ロ) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

②様式第二、様式第三及び様式第五から様式第七までについて、改正法の施行に伴う所要の改正を行います。

③その他改正法の施行に伴う所要の改正を行います。

II 都市計画法施行規則の一部改正

①開発行為を行う際の排水施設として、地下水を排除すべきものを設置することとされることに伴い、排水施設の技術的基準について規定の整備を行います。

②別記様式第二及び別記様式第二の二について、改正法の施行に伴う所要の改正を行います。

その他所要の省令改正を行います。

3. 施行期日

IIの①については、平成19年4月1日から、その他については、改正法の施行の日（改正法の公布の日（平成18年4月1日）から6ヶ月以内）から施行する予定です。